

香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）募集要項

次のとおり受託者を公募します。

令和8年2月13日

香川県警察本部長 小林 雅彦

1 公募に付する事項

- (1) 業務名 香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）
- (2) 実施期間 契約日～令和13年6月30日
- (3) 業務の内容 別添仕様書のとおり

2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
 - ①会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
 - ②民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者
- (4) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び次の①から⑥までのいずれにも該当しない者であること。
 - ① 代表一般役員等（応募者の代表役員等（応募者が個人である場合にはその者を、応募者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所を代表する者（代表役員等に含まれる場合を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）であると認められる者
 - ② 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団

又は暴力団関係者を利用したと認められる者

- ③ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められる者
- ④ 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑤ 契約等の相手方が①から④までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められる者
- ⑥ ①から④までのいずれかに該当する者と下請契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していった場合（⑤に該当する場合を除く。）において、香川県が当該下請契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかった者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体及び代表一般役員等が当該団体の役職員又は構成員でないこと。
- (6) 香川県税、法人税（個人にあっては、所得税）、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- (7) 広告代理業務について、3 年以上の営業実績を有する者

3 募集の条件

- (1) 本件で募集する広告代理店は、1 社とする。
- (2) 広告掲示期間に応じて、行政財産の目的外使用許可（許可期間の更新に係るもの）を含む。以下「許可」という。を受け、使用料及び電気使用料（電気を使用する場合に限る。）を香川県警察（以下「県警察」という。）に支払わなければならない。
- (3) 応募者は香川県（以下「県」という。）と広告事業に係る契約を締結し、広告の掲示を行い、前記 3 (2) の使用料と電気使用料とは別に県警察に広告料を支払わなければならぬ。（別添契約書（案）参照のこと。）
- (4) 広告の作成（広告主の募集を含む。）、広告の掲示及び撤去並びに掲出中の広告の維持管理は、応募者の責任において行うものとし、これに必要な経費は応募者の負担とする。
- (5) 高松市屋外広告物条例（平成 10 年 12 月 18 日高松市条例第 50 号）第 23 条の規定による屋外広告業の登録を受けなければならない（既に登録を受けている場合は、再度の登録をする必要はない。）。また、広告を掲示しようとする際（広告を変更する場合を含む。）に高松市屋外広告物条例第 5 条の規定に基づく許可を受けなければならない。
- (6) 広告の掲示は、原則として 1 か月単位とし、複数月の掲示を妨げない。この場合において、広告掲示開始日は、原則として広告を掲示する月の初日とし、広告掲示終了日は、原則として広告を掲示する月の最終日とする。

なお、広告の掲示及び撤去を行う日時については、あらかじめ県警察と協議して決定する。

- (7) 広告掲示を行うためには、広告を掲示しようとする日から起算して 10 日前まで（閉庁日の場合は直前の開庁日とする。）に広告原稿を提出し、その後、県警察の審査を受け、承認を受けなければならない。
- (8) 掲示した広告は、その内容等を変更することができる。この場合において、変更しようとする広告は、その内容等について変更前に県警察の審査を受けなければ変更することができない。また、県警察から内容の修正等の指示を受けた場合には、これに従わなければならない。
- (9) 広告事業実施にあたって、緊急を要する場合、速やかに対応できる体制を確保できること。
- (10) 本事業による契約が終了する際には、原状回復すること。ただし、県と協議のうえ、承認された場合はこの限りでない。
- (11) 上記のほか、仕様書、香川県広告事業実施要綱、香川県広告事業実施基準、香川県警察広告事業（香川県高松北警察署広告設置業務）実施要領（以下「仕様書等」という。）等に従うこと。

4 現地説明会

特に実施しない。現地確認を希望する場合は問い合わせ先に連絡のうえ、指示を受けること。

5 応募方法

- (1) 本公募関係資料の配布期間及び場所

- ア 配布期間

- 令和8年2月13日（金）から令和8年2月25日（水）まで

- 【日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。】

- 8：30～17：00（12：00～13：00を除く。）

- イ 配布場所

- 香川県警察本部3階 警務部会計課

- 高松市番町四丁目1番10号

※関係資料等は、

- ・香川県ホームページ

- (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/yosan/koukoku/index.html>)

- ・香川県警察ホームページ

- (<https://www.pref.kagawa.lg.jp/police/kskaikei/kenkei/nyusatsu/koubo.html>)

からも入手できる。

(2) 応募意思表明書等の提出期間及び提出場所

ア 提出期間

前記 5 (1)アと同じ

イ 提出場所

前記 5 (1)イと同じ

ウ 提出物

	提出書類	法人	個人
①	応募意思表明書（様式第1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（様式第2号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	広告掲示用物品の図面（及び電気料金算定手段に係る説明書）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
④	住民票の写し（抄本）		<input type="radio"/>
⑤	商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
⑥	印鑑登録証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	香川県税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	法人税に未納税額のない旨の証明書	<input type="radio"/>	
⑨	所得税に未納税額のない旨の証明書		<input type="radio"/>
⑩	消費税及び地方消費税に未納税額のない旨の証明書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑪	過去3年以内に広告代理業務を行ったことを証する書類（契約書の写し等）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑫	その他参考となる書類（会社概要など）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

注1 法人の場合は、代表者印とすること。

注2 ③については、設置予定の広告掲示用物品の内容（媒体の種類等）と大きさが分かる図面とし、設置方法を明記すること。また、電気を使用する場合は、電気料金算定手段について説明した資料を添付すること。

注3 ④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨及び⑩については、最新の記載内容で発行の日から3ヶ月以内の原本又は写しとする。

注4 提出物は返却しない。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期間内必着）

(4) 質問

本公司に係る募集要領等に対する質問方法等は、次による。

ア 質問の方法

質問は、令和8年2月20日（金）午後5時まで（必着）に、質問書（別記様式第3号）を持参、FAX(10参照)又は郵送により、5(1)イの提出先まで提出すること。

（注意） 質問をFAX又は郵送で送付したときは、電話により送付した旨を連絡すること。

また、質問は必要最小限とし、受付期間以外の質問及び指定する様式や方法によらない質問は、一切受け付けない。ただし、入札手続など事務手続に関する質問については、この限りではない。

イ 質問への回答

質問者及び全応募者に対して、令和8年2月24日（火）午後3時までに原則FAXにより回答する。

6 応募に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の応募は無効とする。

- (1) 応募資格のない者が応募したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に前記5(2)ウに記載の提出物を提出しない、又は当該提出物に虚偽の記載を行ったとき。
- (3) 2以上の応募をしたとき。
- (4) 自己のほか、他人の代理人を兼ねて応募したとき。
- (5) 正常な応募の執行を妨げる等の行為をなす恐れがある者、又はなした者が応募したとき。
- (6) その他、県警察が指定した事項及び応募に関する条件に違反したとき。

7 広告取扱業者の決定

(1) 決定方法

ア 前記5(2)ウの提出物等に基づき、応募の内容等を審査し、その結果を応募者に通知する。応募の内容等が適当であると認められる者に対して、広告料に関する見積書の提出を依頼するので、別途指定期日までに提出すること。

イ 見積書を提出した者のうち、県警察が定める予定価格を上回る広告料の見積金額が最も高額な者を広告取扱業者に決定し、その旨応募者に通知する。

(2) 結果の公表

決定した広告取扱業者の所在及び名称（広告取扱業者が個人の場合は住所及び氏名）並びに連絡先については、県ホームページ等において公表する。

(3) 広告取扱業者の取扱い

広告取扱業者は、県警察と広告事業に関する契約を締結し、かつ、県に対し許可申請を行い、当該申請に係る許可を受けなければ、その資格を失う。

(4) 広告取扱業者は、決定通知後、速やかに契約、許可等について県警察と協議すること。

8 契約等手続き

(1) 契約は、指定の期日までに締結しなければならない。

- (2) 広告取扱業者は、事業の実施に当たり、広告掲示方法、広告主の選定及び広告内容に係る県警察の承認のほか、本事業の一切について、あらかじめ県警察と協議すること。

9 その他

- (1) 応募者は、広告取扱業者の決定後において、この公告等の内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (2) 応募者は、この公告及び仕様書等の本公募関係資料を熟読の上、応募すること。
- (3) 応募に要する費用は、応募者の負担とする。

10 応募先及び照会先

〒760-8579 香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県警察本部会計課施設・管財係

T E L : 087-833-0110

F A X : 087-831-1775